

神戸市歴史公文書館資料収集方針

令和8年6月1日
神戸市歴史公文書館長決定

神戸市歴史公文書館において、神戸市公文書等管理条例（令和8年3月条例第28号）の趣旨にのっとり、神戸に関する資料等を収集し、利用に供するため、以下の方針を定める。

収集した資料は、整理し、適切な環境のもとで保存するとともに、公開する。また、資料の保存と利活用の促進のため、デジタル化をはじめとする媒体変換等の手段を講じる。

なお、特定歴史公文書については別に定めるものとする。

1 写真資料等収集方針

(1) 基本方針

神戸の歴史・文化・社会を明らかにする上で、記録性が高い写真・映像資料を収集する。

画像・映像の公開・二次利用の許諾を前提とした寄贈・購入を対象とする。

印刷物等の複写、芸術性を追求した作家の作品は対象外とする。

著作権を侵害する複製物は対象外とする。

(2) 収集資料の範囲と種類

① 収集する資料の範囲は、次のとおりとする。

ア 神戸の歴史を示す写真・映像

イ 神戸市政を記録した写真・映像

ウ 阪神・淡路大震災前後の神戸を記録した写真・映像

エ その他歴史公文書館長が必要と認める資料

② 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

ア フィルム（写真、映画）

イ 紙焼き

ウ ガラス乾板

エ デジタルデータ

オ ビデオテープ

2 図書資料等収集方針

(1) 基本方針

神戸市文書館が市史編纂を目的に収集した資料を引き継ぎ、神戸市政の歴史に関する資料及び公文書館としての機能が発揮できるように必要な資料を収集する。資料の収集は、購入及び寄贈等による。非市販資料も対象とする。

著作権を侵害する複製物は対象外とする。

(2) 収集資料の範囲と種類

① 収集する資料の範囲は、次のとおりとする。

- ア 神戸市が発行する資料
- イ 現在の神戸市の行政区域内に関する内容を含む資料
- ウ 阪神・淡路大震災に関する資料
- エ その他歴史公文書館長が必要と認める資料

② 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- ア 図書・雑誌
- イ 地図
- ウ その他歴史公文書館長が必要と認める資料

3 歴史資料等収集方針

(1) 基本方針

神戸市文書館が市史編纂を目的に収集した資料を引き継ぎ、神戸市政や神戸の社会・経済・文化等を明らかにする上で記録性が高く、歴史的価値を有する資料を収集する。

複製物（画像・写真等）は対象外とする。

(2) 収集資料の範囲

収集する資料の範囲は、次のとおりとする。

- ア 神戸市政に携わっていた歴代市長や市議や吏員などの歴史資料
- イ 神戸市内の社会・経済・文化を明らかにする印刷物・絵葉書等
- ウ 神戸の空襲による被災状況や当時の市民生活等を示す資料
- エ その他歴史公文書館長が必要と認める資料